

令和7年11月21日  
公益社団法人日本通信販売協会

## 会員に対する処分について

令和7年11月に開催された当会の理事会において「会員に対する処分規則」に則り検討した結果、令和7年11月20日に当会の会員に対し下記のとおり処分を行いましたので、公表します。

記

1. 被処分会員名 株式会社ソーシャルテック
2. 処 分 改善勧告
3. 処分理由 通信販売に関する不適正な行為  
(不適正な表現を使用した広告表示を行っていること)
4. 処分内容 ①改善計画を策定して社内体制を整備し再発防止を行うこと  
②再発防止の実施完了を協会に報告すること
5. 特記事項 改善勧告は、当会規則において除名の処分に次ぐ重い処分として、再発防止の徹底を要請するものであり、再発防止の実施内容については当会において慎重に確認を行う。確認の結果、再発防止の実施が十分であると認められない場合には、除名の処分手続を開始することを付記する。  
なお、協会会員であることを示すジャドママークは、適正な通信販売事業を行うことの証であり消費者の信頼の目安であることから、当該社に対してはこのことを十分に理解してジャドママークを使用することを求める。

以上

※本件に関するお問合せ先

日本通信販売協会事務局 万場・三浦・宮崎 ／ TEL：03-5651-1155